

権利擁護推進 ネットワーク会議資料

さぬき市地域包括支援センター

令和8年7月23日

目 次

項 目	ページ
1 さぬき市権利擁護推進ネットワーク会議の概要について	2
2 令和7年度さぬき市権利擁護推進における相談・活動報告について	8
3 令和8年度さぬき市権利擁護推進における相談・活動状況について	23

1 さぬき市権利擁護推進ネットワーク会議の概要について

1. 目的

高齢者が住み慣れた地域で尊厳を保持し、安心した生活が送れるよう、関係機関との連携強化を図り、高齢者虐待の早期発見・早期対応に努めます。情報収集及び意見交換により、高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施します。

また、成年後見制度の利用促進について地域における中核的な機関を整備するとともに、法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう連携体制を強化し、各機関が自発的に協力する体制づくりを進めます。

根拠法令等：

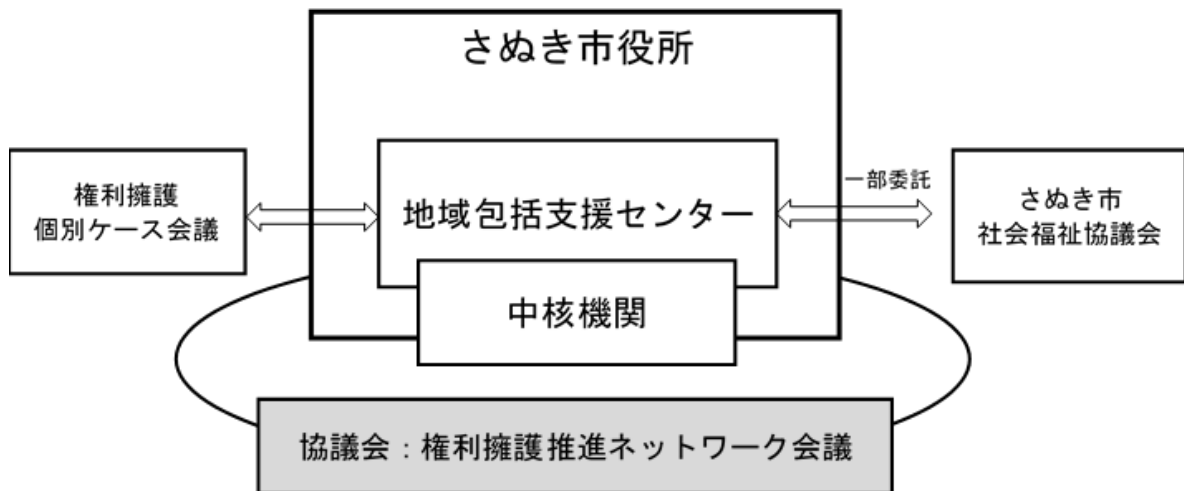
高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）

成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法）

（国）成年後見制度利用促進基本計画

さぬき市成年後見制度利用促進基本計画

（ネットワーク会議のイメージ図）



※中核機関とは…様々なケースに対応できる法律・福祉等の専門知識や地域の専門職等から円滑に協力を得る手法を蓄積し、地域における連携・対応強化を推進していく役割を担う。地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関。

2. 高齢者虐待とは

「高齢者が他者からの不適切な扱いにより権利利益を侵害される状態や生命、健康、生活が損なわれるような状態におかれること」ととらえたうえで、高齢者虐待防止法では次の行為を虐待と規定しています。

・養護者による高齢者虐待類型

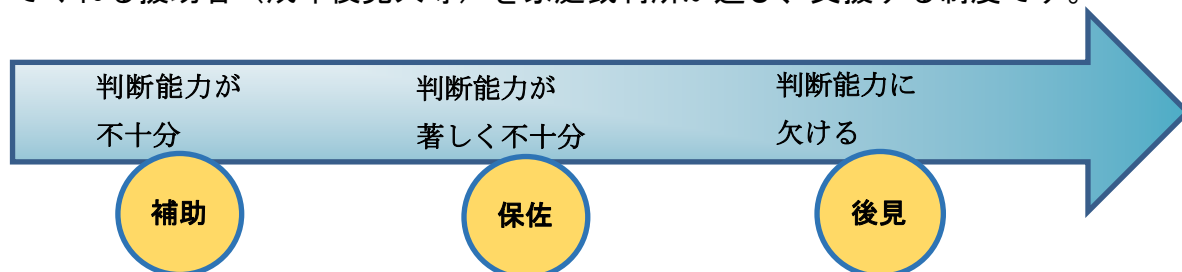
種類	内容
身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること ・殴る、蹴る、拘束するなどの行為で身体的苦痛を与える
心理的虐待	高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと ・言葉や威圧的な態度で、脅したり侮辱したりし、精神的な苦痛を与える
介護や世話の放棄・放任	高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置等、養護を著しく怠ること ・介護や生活の世話を放棄する、必要とする医療・介護サービスの制限
性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること ・本人が嫌がる性的な行為をする、または強要する
経済的虐待	養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること ・財産や金銭を本人の合意なしに使用する、または与えない

3. 成年後見制度とは

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々が、財産管理、身の回りの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約締結、遺産分割協議などを行う場合に保護し、支援をする制度で、法定後見制度と任意後見制度の2つがあります。

・法定後見制度

すでに判断能力が十分でなくなっている場合に、本人に代わって本人の財産や権利を守ってくれる援助者（成年後見人等）を家庭裁判所が選び、支援する制度です。



・任意後見制度

将来、判断能力が低下した時に備え、財産の管理などを行う援助者（任意後見人）をあらかじめ選び、その内容や方法を決めておく制度です。

(参考)

表1 高齢者虐待の判断件数、相談・通報件数(令和5年度対比)

	養介護施設従事者等(※1)によるもの		養護者(※2)によるもの	
	虐待判断件数(※3)	相談・通報件数(※4)	虐待判断件数(※3)	相談・通報件数(※4)
令和6年度	1,220 件	3,633 件	17,133 件	41,814 件
令和5年度	1,123 件	3,441 件	17,100 件	40,386 件
増減(増減率)	97 件 (8.6%)	192 件 (5.6%)	33 件 (0.2%)	1,428 件 (3.5%)

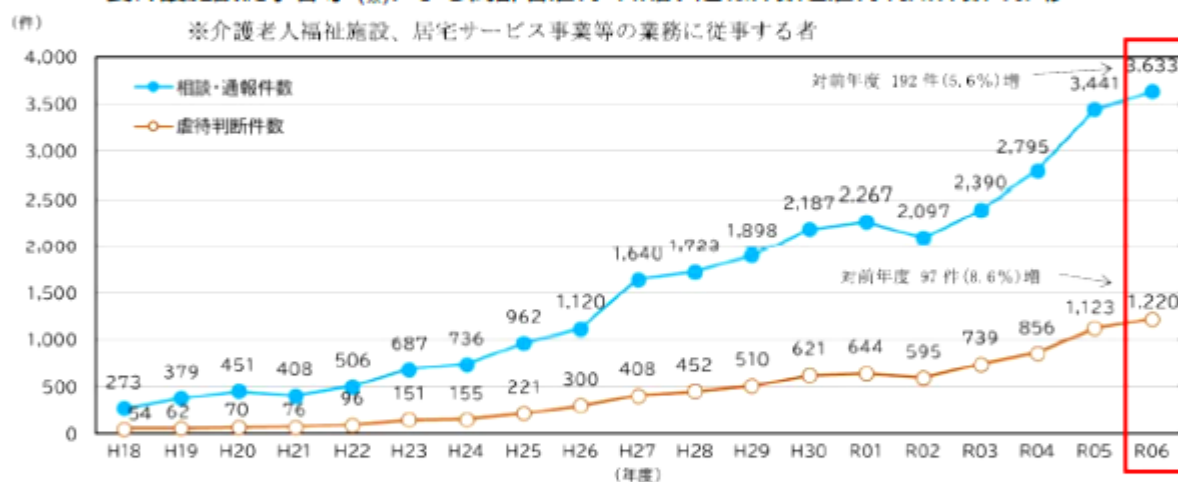
※1 介護老人福祉施設など養介護施設又は居宅サービス事業など養介護事業の業務に従事する者

※2 高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等

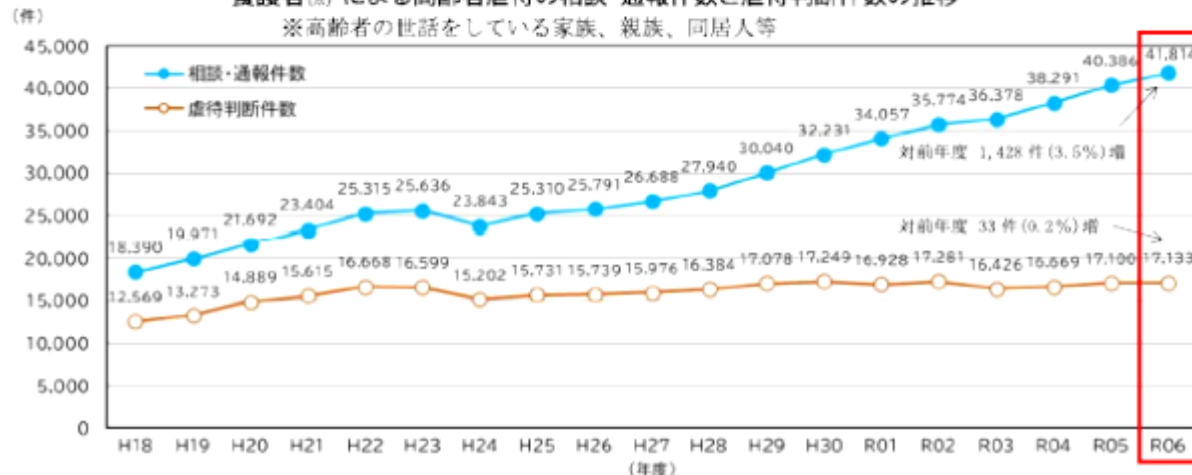
※3 調査対象年度(令和6年4月1日から令和7年3月31日)に市町村等が虐待と判断した件数(施設従事者等による虐待においては、都道府県と市町村が共同で調査・判断した事例及び都道府県が直接受理し判断した事例を含む。)

※4 調査対象年度(同上)に市町村が相談・通報を受理した件数

養介護施設従事者等(※)による高齢者虐待の相談・通報件数と虐待判断件数の推移



養護者(※)による高齢者虐待の相談・通報件数と虐待判断件数の推移

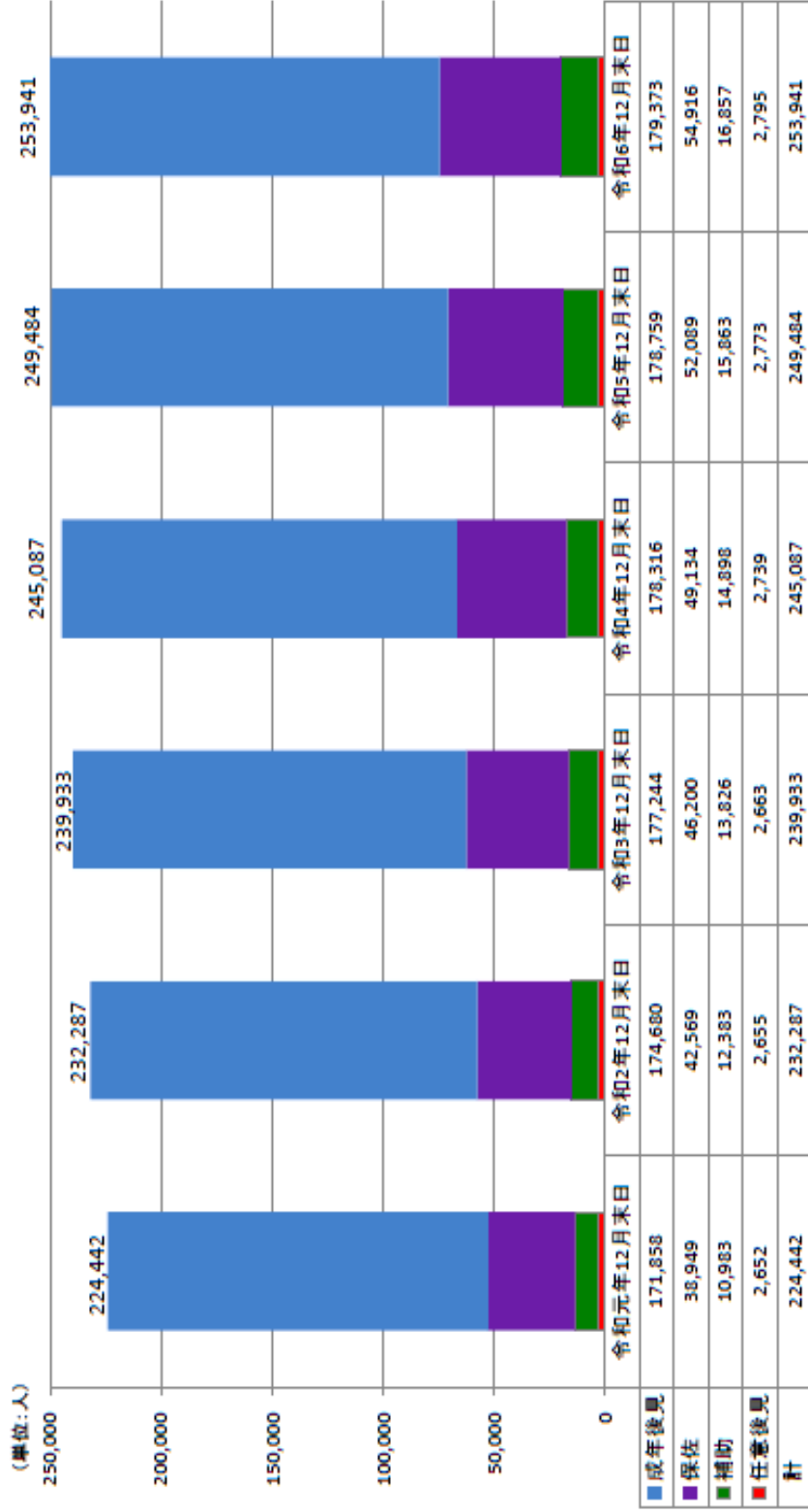


厚生労働省 令和6年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果 より抜粋

2. 成年後見制度の利用状況等

成年後見制度の利用者数の推移（令和元年～令和6年）

- 成年後見制度の各事件類型における利用者数はいずれも増加傾向にある。
- 令和6年12月末日時点の利用者数については、成年後見の割合が約70.6%、保佐の割合が約21.6%、補助の割合が約6.6%、任意後見の割合が約1.1%となっている。



資料: 最高裁判所「成年後見関係事件の概況ー令和5年1月～12月ー」及び「成年後見関係事件の概況ー令和6年1月～12月ー」より作成

香川県内の成年後見制度利用者数(類型別)(R7. 8. 1現在)

(参考)

	成年後見	保佐	補助	任意後見	合計	R6.12.31 現在	R6.4.1 現在
高松市	490	189	50	9	738	724	728
丸亀市	171	60	20	1	252	243	236
坂出市	98	34	16	2	150	153	162
善通寺市	167	17	5		189	195	195
観音寺市	81	22	9		112	103	107
さぬき市	54	31	10		95	84	77
東かがわ市	59	36	3		98	105	107
三豊市	81	41	2		124	120	118
土庄町	36	8	3	1	48	47	47
小豆島町	22	11	5		38	41	42
三木町	28	13	7	1	49	47	43
直島町	2				2	2	2
宇多津町	20	12			32	31	29
綾川町	63	14	3		80	78	79
琴平町	10	7	2		19	18	20
多度津町	35	13	4		52	51	52
まんのう町	13	3	5	1	22	21	20
県外	23	2			25	28	27
合計	1,453	513	144	15	2,125	2,091	2,091

- ※ 本資料は、令和7年8月1日時点で高松家庭裁判所がその管内において管理している本人数を集計したものであるが、その数値は自庁統計による概数であり、今後の集計整理により、異同訂正が生じることがある。
- ※ 「本人数」とは、成年被後見人、被保佐人、被補助人及び任意後見監督人が選任された本人の合計数である。なお、本人は既に死亡しているが後見人等の引継業務が完了していないために、裁判所において管理を継続している人数を含む。
- ※ 対象となる「本人」は、高松家裁が管理している本人であり、本人の住所地（住民票所在地）が香川県内であっても、高松家裁以外の家裁が管理している本人は含まない。
- ※ 「本人数を集計した」とは、事件記録に基づき、開始時点及びその後変更届出があった時点においてシステムに登録した本人の住所地（原則として住民票所在地）を市町別に集計したものである。したがって、本人が実際に居住する場所が反映されたものではなく、住民票所在地が異動していても、その旨の届出がない限りは異動が反映されないことになる。

20250801 高松家裁

香川県内の成年後見制度利用者数(年齢別)(R7. 8. 1現在)

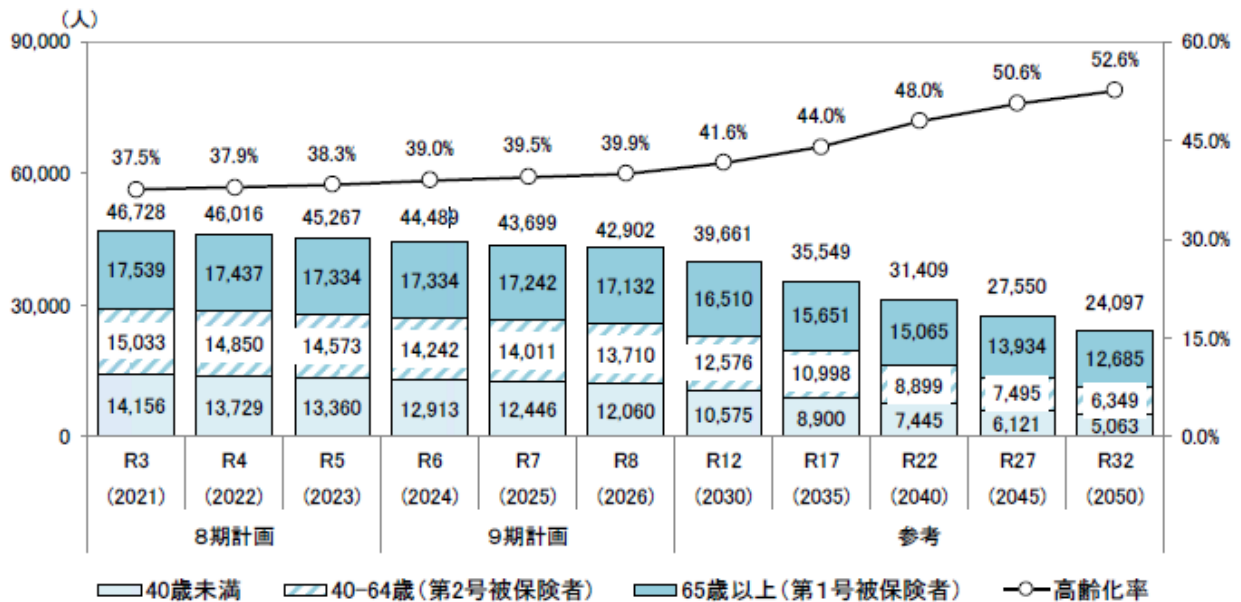
	65歳以上	65歳未満	合計
高松市	504	234	738
丸亀市	173	79	252
坂出市	108	42	150
善通寺市	61	128	189
観音寺市	80	32	112
さぬき市	63	32	95
東かがわ市	57	41	98
三豊市	79	45	124
土庄町	35	13	48
小豆島町	30	8	38
三木町	28	21	49
直島町	2		2
宇多津町	26	6	32
綾川町	45	35	80
琴平町	16	3	19
多度津町	46	6	52
まんのう町	17	5	22
県外	16	9	25
合計	1,386	739	2,125

- ※ 本資料は、令和7年8月1日時点で高松家庭裁判所がその管内において管理している成年後見制度の利用者数（本人数）を集計したものであるが、その数値は自庁統計による概数であり、今後の集計整理により、異同訂正が生じることがある。
- ※ 令和8年4月1日までに65歳以上に達する者を65歳以上として計上した。
- ※ 「本人数」とは、成年被後見人、被保佐人、被補助人及び任意後見監督人が選任された本人の合計数である。なお、本人は既に死亡しているが後見人等の引継業務が完了していないために、裁判所において管理を継続している人数を含む。
- ※ 対象となる「本人」は、高松家裁が管理している本人であり、本人の住所地（住民票所在地）が香川県内であっても、高松家裁以外の家裁が管理している本人は含まない。
- ※ 「本人数を集計した」とは、事件記録に基づき、開始時点及びその後変更届出があった時点においてシステムに登録した本人の住所地（原則として住民票所在地）を市町別に集計したものである。したがって、本人が実際に居住する場所が反映されたものではなく、住民票所在地が異動していても、その旨の届出がない限りは異動が反映されないことになる。

2 令和7年度さぬき市権利擁護推進における相談・活動報告について

1. 権利擁護業務実施状況について

(1) 人口の状況



将来人口推計を見ると、総人口は今後も減少傾向となり、令和5(2023)年(45,267人)から令和8(2026)年(42,902人)にかけて、2,365人減少する見込みとなっています。

一方で高齢化率は今後も増加傾向となり、令和5(2023)年(38.3%)から令和8(2026)年(39.9%)にかけて、1.6%増加する見込みとなっており、令和22(2040)年(48.0%)では、総人口の約半数が65歳以上の高齢者となる見込みです。

「さぬき市高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画」より抜粋

(参考)

2024(令和6)年4月末現在の総人口 44,785人、高齢者人口 17,378人、高齢化率 38.8%

2025(令和7)年4月末現在の総人口 43,844人、高齢者人口 17,257人、高齢化率 39.4%

(2) 権利擁護業務実施状況

	高齢者虐待に関する相談		成年後見制度に関する相談		日常生活自立支援事業(旧地域福祉権利擁護事業)に関する相談		消費者被害相談		総合相談及び権利擁護の相談のうち、認知症に関する相談		新しい包括的支援事業	
											認知症施策推進	
											地域支援推進員による相談件数	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	65歳未満	65歳以上	件数	人数
4月	1	1	10	6	0	0	0	0	0	28	12	8
5月	1	1	8	7	0	0	0	0	0	32	13	6
6月	0	0	11	5	0	0	0	0	0	40	17	7
7月	1	1	3	3	4	2	0	0	0	29	19	8
8月	0	0	5	5	2	2	0	0	0	21	6	3
9月	9	3	7	4	1	1	3	1	1	25	14	5
10月	11	3	1	1	0	0	0	0	0	31	13	10
11月	3	2	6	3	0	0	0	0	0	26	5	5
12月	11	5	3	3	0	0	0	0	0	45	11	7
1月	2	2	5	3	1	1	0	0	1	27	9	6
2月	3	1	7	5	2	1	0	0	1	34	15	5
3月	3	1	7	5	2	1	0	0	0	35	15	5
計	45	20(14)	73	50(28)	12	8	3	1	3	373	149	75

R6年度計	83	35(16)	53	37(19)	7	6	0	0	3	279	106	72
R5年度計	135	36(14)	43	23	3	3	1	1	0	193	139	70
R4年度計	50	22(10)	21	15	5	4	0	0	0	287	63	42

※本表は、毎月分の集計となっている。計の人数は実際の人数より多くなっており、実人数は括弧のとおり。

(参考) 総合相談件数・・・権利擁護相談、介護支援専門員からの相談を除く

	R7年度計	R6年度計	R5年度計	R4年度計
件数	2,147	1,924	1,963	2,066
実数	1,536	1,473	1,411	1,484

※認知症地域支援推進員について

地域の医療・介護などを連携させるコーディネーターであり、認知症の人ができる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の間の連携を図るための支援や、認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う。

2. 高齢者虐待（疑い含む）の相談状況について

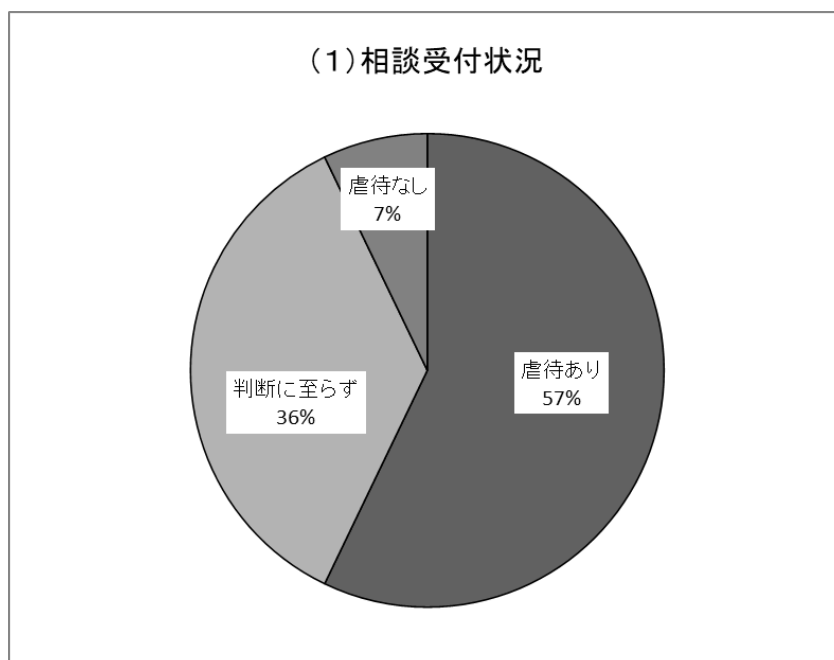
年間対応実人数

	新規	継続	計
R7年	12	2	14
R6年	12	4	16
R5年	13	1	14
R4年	9	1	10

※養介護施設従事者等による虐待（疑い）も含めた人数

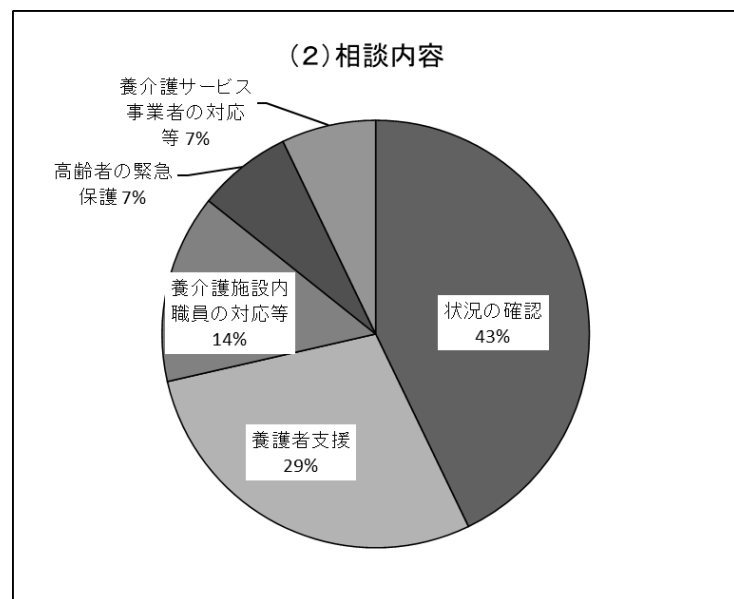
（1）相談受付状況

	虐待あり	虐待なし	判断に至らず
R7年	8	1	5
R6年	12	4	
R5年	13	1	
R4年	6	4	



(2) 相談内容（複数回答）

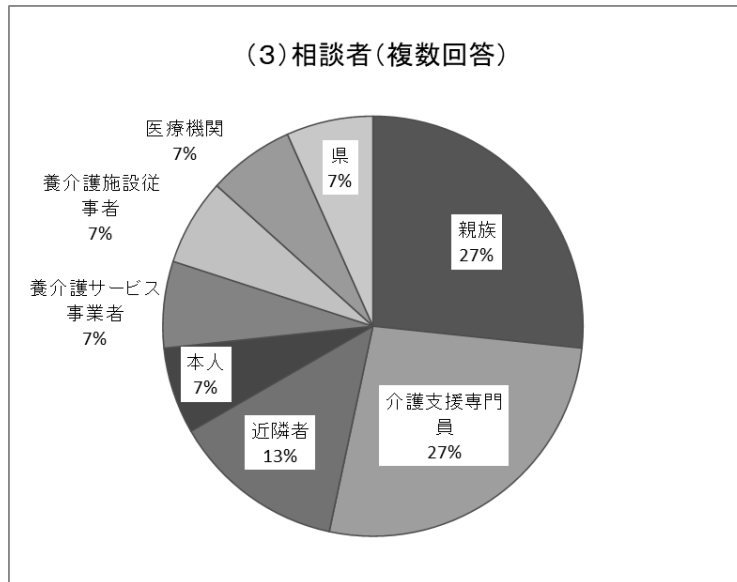
	状況の 確認	高齢者の 緊急保護	養護者 支援	養介護サ ービス事 業者の対 応等	養介護施設 内職員の対 応等	その他
R7年	6	1	4	1	2	
R6年	6	4	1			6
R5年	3	8	1			3
R4年	4	5			1	1



(3) 相談者（複数回答）

	本人	親族	民生委員	近隣者	介護支援 専門員	養介護サー ビス事業者	養介護施 設従事者
R7年	1	4		2	4	1	1
R6年	1	4		2	1		1
R5年		1		1	2		
R4年	1		1				

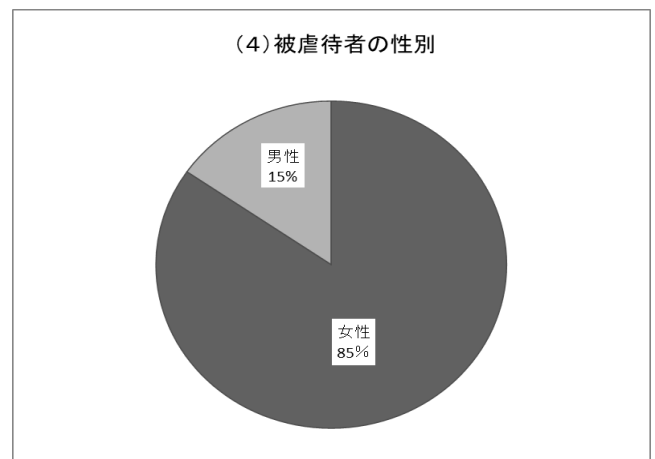
警察	医療機関	県	その他	不明
	1	1		
8	1			
6	1		3	
4			3	1



※ 以下は虐待なしで判断した1件を除く

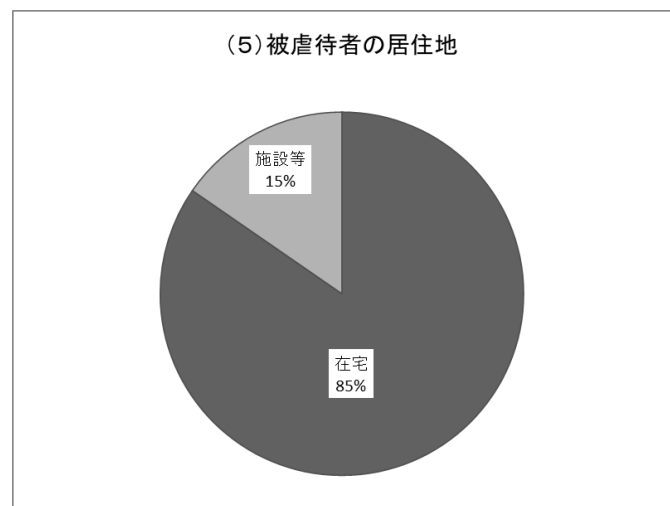
(4) 被虐待者の性別

	男	女	不明
R7年	2	11	
R6年	6	10	
R5年	6	8	
R4年		8	2



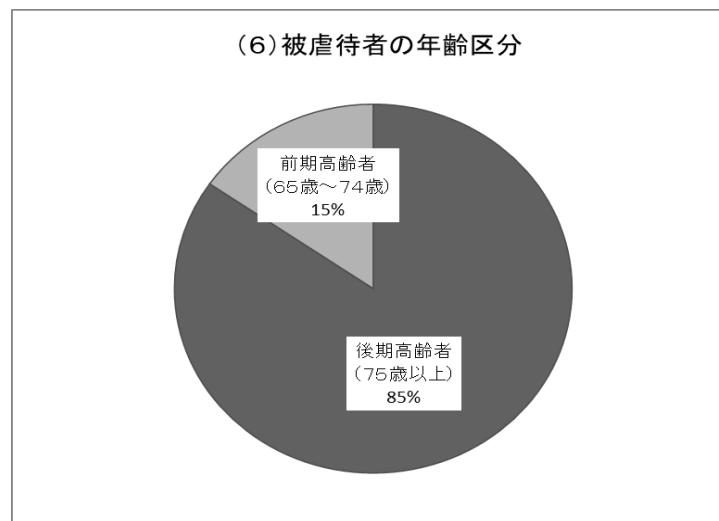
(5) 被虐待者の居住地

	在宅	施設
R7年	11	2
R6年	15	1
R5年	13	1
R4年	8	2



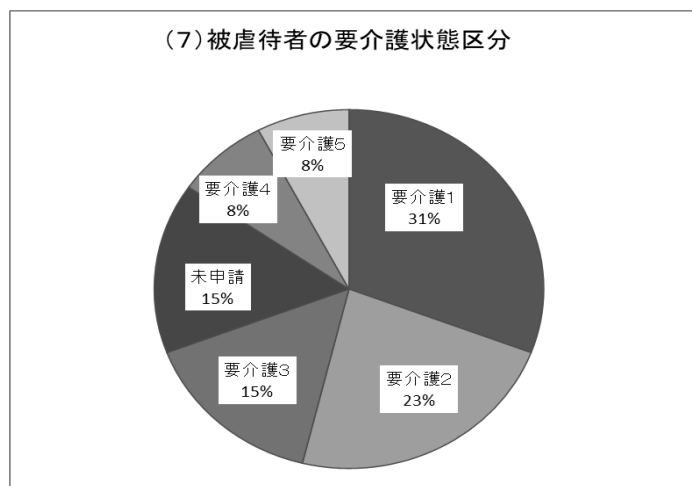
(6) 被虐待者の年齢区分

	65 歳 未満	65 歳～ 69 歳	70 歳～ 74 歳	75 歳～ 79 歳	80 歳～ 84 歳	85 歳～ 89 歳	90 歳～ 94 歳	95 ～ 10 0歳	10 0歳 以上	不明
R7年		1	1	1	2	5	3			
R6年			3	4	5	3	1			
R5年		2	2	1	5	4				
R4年		2			4	1	1			2



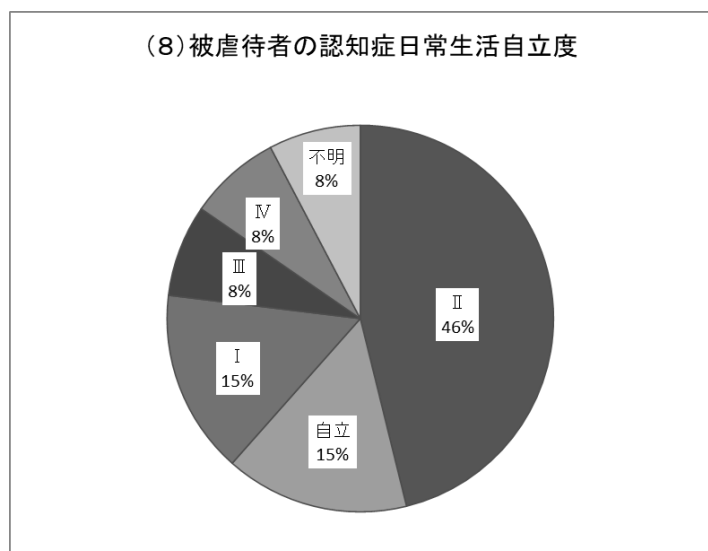
(7) 被虐待者の要介護状態区分

	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	未申請	不明
R7年			4	3	2	1	1	2	
R6年				1	1		1	13	
R5年	1	1	1	1			2	8	
R4年	1	1	1					5	2



(8) 被虐待者の認知症日常生活自立度

	自立	I	II	III	IV	M	不明
R7年	2	2	6	1	1		1
R6年	13		1		1	1	
R5年		2	2			1	
R4年	6	1	1				2



【参考】

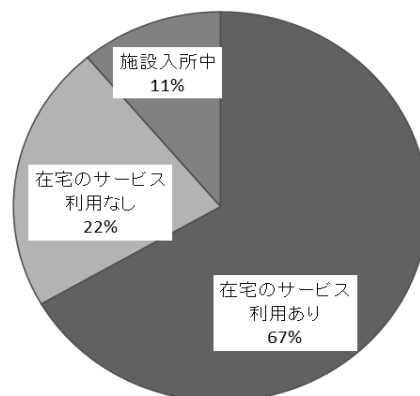
ランク	判断基準	見られる症状・行動の例
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。	
II	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。	
II a	家庭外で上記 II の状態がみられる。	たびたび道に迷うとか、買物や事務、金銭管理などそれまでできたことにミスが目立つ等
II b	家庭内でも上記 II の状態がみられる。	服薬管理ができない、電話の応対や訪問者との対応など一人で留守番ができない等
III	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。	
III a	日中を中心として上記 III の状態が見られる。	着替え、食事、排便、排尿が上手にできない、時間がかかる。 やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声・奇声をあげる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等
III b	夜間を中心として上記 III の状態が見られる。	ランク III a に同じ
IV	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。	ランク III に同じ
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。	せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状や精神症状に起因する問題行動が継続する状態等

(出典：厚生労働省「要介護認定 認定調査員テキスト 2009 改訂版」)

(9) 被虐待者の介護保険サービスの利用状況（複数回答）

	訪問系サービスの利用	通所系サービスの利用	短期入所サービスの利用	福祉用具の貸与・購入サービスの利用	在宅のサービスの利用なし	施設入所中
R 7 年	1	5	3	3	4	2
R 6 年		3	1	1	1 2	1
R 5 年	1	2		1	9	1
R 4 年		1		1	6	2

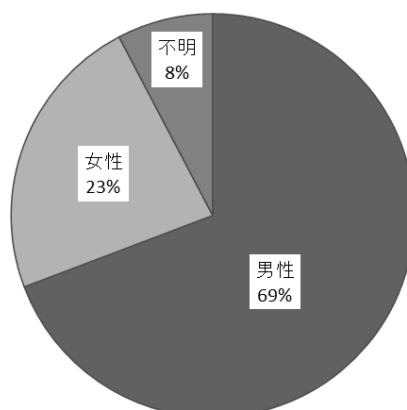
(9) 被虐待者のサービス利用状況



(1 0) 虐待者の性別

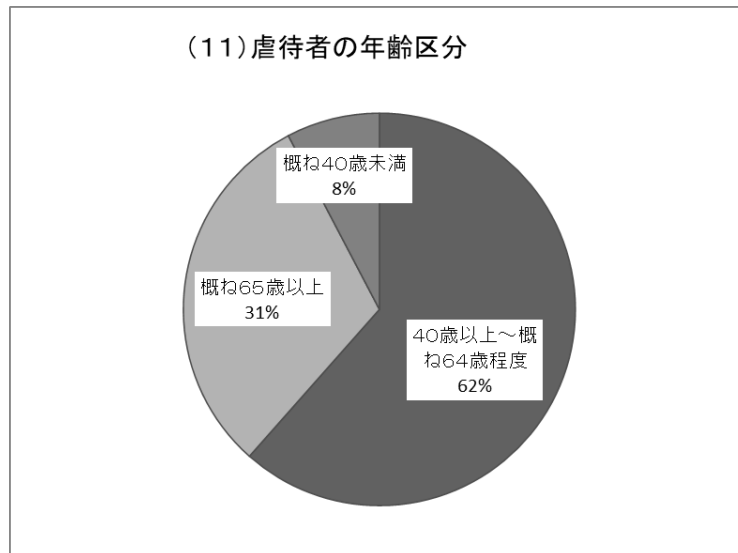
	男	女	不明
R 7 年	9	3	1
R 6 年	1 2	5	
R 5 年	9	6	
R 4 年	1 1	1	

(1 0) 虐待者の性別



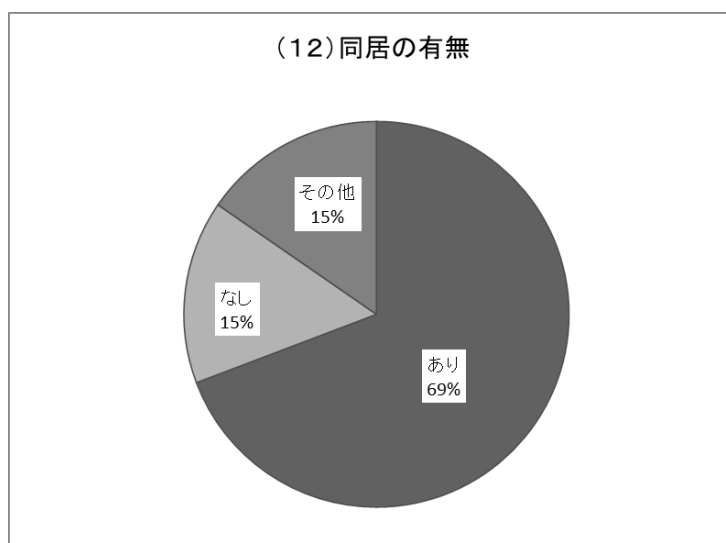
(1 1) 虐待者の年齢区分

	概ね 4 0 歳未満	4 0 歳以上概ね ～ 6 4 歳程度	概ね 6 5 歳以上	不明
R 7 年	1	8	4	
R 6 年		1 0	4	3
R 5 年	3	9		4
R 4 年	1	5		6



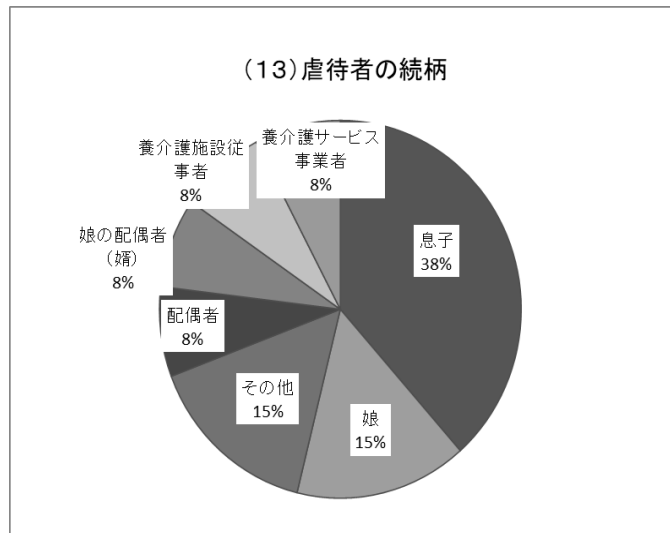
(1 2) 同居の有無（複数回答）

	あり	なし	その他（施設等の入所）
R 7 年	9	2	2
R 6 年	1 4	2	1
R 5 年	1 0	5	
R 4 年	5	3	4



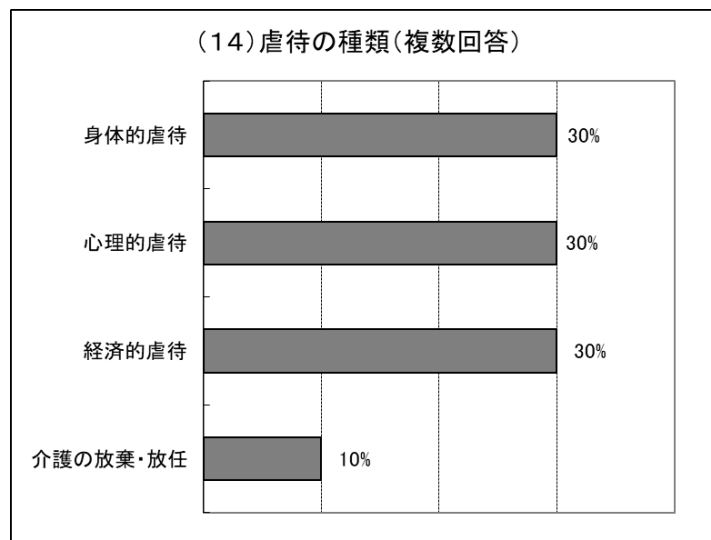
(13) 虐待者の続柄（複数回答）

	配偶者	娘	息子	息子の 配偶者 (嫁)	娘の 配偶者 (婿)	兄弟 姉妹	孫	養介護 サービス 事業者	養介護 施設 従事者	その他	不明
R7年	1	2	5		1			1	1	2	
R6年	3	4	9		1						
R5年	1	4	6	1	1		2				
R4年			7	1					4		



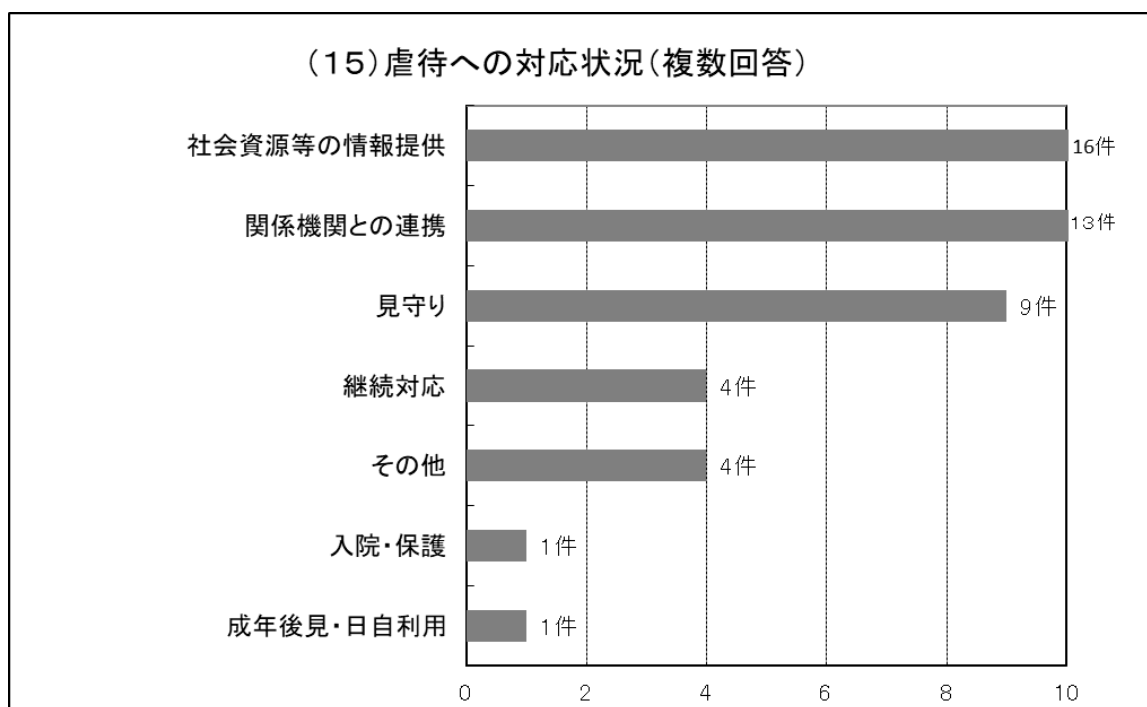
(14) 虐待種別（複数回答）

	身体的虐待	介護の 放棄・放任	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
R7年	6	2	6		6
R6年	11		4		2
R5年	10		5		3
R4年	8		3		2



(15) 虐待への対応状況(複数回答)

	見守り(何かあれば対応)	継続的な訪問や電話	介護の知識・技術についての 情報提供	介護サービスの利用のすすめ	介護支援専門員と連携	民生委員と連携	保健福祉事務所等関係機関と 連携	生活保護と連携	立入調査	入院・保護(短期入所等)	やむを得ない事由による措置	支援事業の活用	成年後見の申立・日常生活自立	家族会の紹介	その他
R7年	9	4	7	9	9		3	1		1		1			4
R6年	3	5		2	3										
R5年	1	1		1	6		4			6		1			
R4年	4	3		1	2		5			2					1



3. 研修会等について

(1) さぬき市権利擁護推進ネットワーク会議

日 時	内 容
令和7年7月24日(木) 14:00~15:00	・令和6年度権利擁護推進における相談・活動報告について ・令和7年度権利擁護推進における相談・活動状況について ・事例紹介
令和8年1月22日(木) 14:00~15:00	・令和7年度権利擁護推進における相談・活動状況について ・令和8年度権利擁護推進における活動計画(案)について ・事例紹介

(2) 権利擁護個別ケース会議

開催回数 5回 対象者数 4名

(3) 研修会

- ・ 認知症サポーター養成講座

年 月 日	対 象 者	参 加 人 数
令和7年9月8日	津田小学校5年生	34
令和7年9月11日	造田小学校5年生	28
令和7年9月22日	寒川小学校5年生	22
令和7年9月29日	さぬき南小学校5年生	23
令和7年10月7日	長尾小学校5年生	52
令和7年10月17日	志度小学校5年生	72

令和7年11月12日	さぬき北小学校5年生	26
令和8年2月10日	コープ志度	10

8回 267名

(4) 啓発活動

・高齢者虐待について広報へ掲載

6月 — 「介護疲れになっていませんか」

12月 — 「高齢者を地域で守ろう～高齢者虐待を防ぐために～」

と題して、介護疲れを軽減するための方法や、虐待を防ぐために地域の方ができることについて説明した。

・高齢者虐待防止に関するポスターを市内医療機関、通所サービス事業所に配布し、掲示を依頼した。

・高齢者虐待防止に関するチラシを配布

年 月 日	団 体	枚 数
令和7年4月18日	小規模多機能型居宅介護施設順 運営推進会議	10
令和7年7月26日	市民後見人養成研修	11
令和7年7月28日	友好の翼	15
令和7年8月19日～ 9月14日	志度図書館	15
令和7年9月2日～ 9月18日	寒川図書館	15
令和7年9月19日	第13老人クラブ（坂の下）	21
令和7年9月25日	津田地区見守りの会	25
令和7年12月1日	友好の翼	47

8回 159枚

・ 高齢者虐待防止啓発ポケットティッシュを配布

配 布 場 所	個 数
図書館（志度、寒川）	3 0
民生委員全体研修	1 1 5

2回 145個

・ 図書館での企画展示

「知ろう！認知症、防ごう！高齢者虐待」をテーマに、関連書籍や関連資料を展示



志度図書館



寒川図書館

・ 消費者被害防止の啓発チラシの配布

配 布 場 所	枚 数
介護予防教室、憩いの場、地域行事など	1 0 0

4. 中核機関の運営について

項目	内容
広報活動	・中核機関設置について、市ホームページ（地域包括支援センターのページ）に記事を掲載。 ・成年後見制度の普及啓発として、東かがわ市と合同で「地域で築く安心市民後見人から学ぶ成年後見制度」を開催した。八尾市の市民後見人2名から活動紹介があった。 ・市内金融機関8か所に、成年後見制度に関する啓発チラシを配布した。
相談支援	・地域包括支援センター、障害福祉課、社会福祉協議会にて成年後見制度に関する相談を受け、情報を集約するとともに、後見等のニーズの精査を行い、必要な見守り体制に係る調整を行った。 相談対応件数：地域包括支援センター 73件 ：障害福祉課 6件 ：社会福祉協議会 53件 ・月1回、地域包括支援センター、障害福祉課、社会福祉協議会で連絡会を開催し、相談内容の共有を行った。 ・地域包括支援センターにおいて成年後見制度市長申立てを2件行った。
利用促進	・市民後見推進事業検討委員会の開催 令和7年12月4日に第1回会議を開催し、市民後見人養成研修修了者の名簿登録について協議を行った。また令和8年3月11日に第2回会議を開催し、令和7年度さぬき市市民後見推進事業の実施報告、令和8年度の事業計画について報告した。 ・市民後見人養成研修の開催 東かがわ市、三木町と合同で研修会を実施した。さぬき市からは6名が受講し、4名が市民後見人の名簿登録を行った。 ・市民後見人養成研修修了者の活動支援 平成29年度養成研修修了者及び令和3年度養成研修修了者に対して、東かがわ市と合同でスキルアップ研修を実施。依存症に関する研修会、意思決定サポーター養成講座等を開催した。
後見人支援	・親族後見人及び市民後見人等の日常的な相談に応じるとともに、専門的な知見が必要な場合は、法律・福祉の専門職の協力を得ながら、親族及び市民後見人等が後見活動を円滑に行えるよう支援を行った。

※一部、さぬき市社会福祉協議会へ委託

3 令和8年度さぬき市権利擁護推進における相談・活動状況について

1. 権利擁護業務実施状況について

	高齢者虐待に関する相談		成年後見制度に関する相談		日常生活自立支援事業(旧地域福祉権利擁護事業)に関する相談		消費者被害相談		総合相談及び権利擁護の相談のうち、認知症に関する相談		新しい包括的支援事業	
											認知症施策推進	
											地域支援推進員による相談件数	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数		65歳未満	65歳以上
4月	1	1	4	3	0	0	0	0	1	39	14	6
5月	8	2	5	3	1	1	0	0	5	35	20	12
6月	10	3	8	3	0	0	0	0	3	44	17	10
計	19	6(4)	17	9(6)	1	1	0	0	9	118	51	28

※本表は、毎月分の集計となっている。計の人数は実際の人数より多くなっており、実人数は括弧のとおり。

(1) 権利擁護個別ケース会議

開催回数 2回 対象者数 1名

2. 高齢者虐待防止・対応について

(1) 研修会

・認知症サポーター養成講座

年 月 日	対 象 者	参 加 人 数
令和8年5月18日	藤井学園寒川高等学校	20
令和8年5月21日	香川県立石田高等学校	24
令和8年6月23日	百十四銀行富田支店	7

3回 51名

(2) 啓発活動

- ・ 高齢者虐待について広報に掲載

7月 ― 「高齢者虐待をなくそう！～勇気ある行動を～」

高齢者虐待はどこの家庭でも起こりうる身近な問題であり、虐待かどうか明らかでなくても相談してほしいこと、高齢者虐待とはどのような状況かを説明した。

- ・ 高齢者虐待防止に関するチラシを配布予定

- ・ 高齢者虐待防止啓発ポケットティッシュを配布

配 布 場 所	個 数
さぬき市民病院	50

3. 中核機関の運営について

項目	内容
広報活動	・広報誌やホームページにおいて、制度について周知する。 ・市内各種会議において、パンフレットやチラシを配布・説明を行う。 ・成年後見制度や市民後見人への理解を深めてもらうことを目的に、研修会を開催する。
相談支援	・地域包括支援センター、障害福祉課、社会福祉協議会にて成年後見制度に関する相談を受け、情報を集約するとともに、後見等のニーズの精査を行い、必要な見守り体制に係る調整を行っている。 相談対応件数（令和8年4～6月）：地域包括支援センター 17件 障害福祉課 1件 社会福祉協議会 17件 ・月1回、地域包括支援センター、障害福祉課、社会福祉協議会で連絡会を開催し、情報共有を行っている。 ・地域包括支援センターにおいて成年後見制度市長申立てを2件手続き中
市民後見人養成等	・受任調整会議を2月に1回開催し、利用者がメリットを実感できるよう、本人の状況に応じて適切な後見人を家庭裁判所に推薦する。 ・市民後見人の育成・支援として、平成29年度、令和3年度、令和7年度に実施した養成研修の修了者について、東かがわ市・三木町と合同でスキルアップ研修を実施し、活動を支援する。 ・市民後見推進事業検討委員会を開催し、地域における市民後見人の活動の推進等を検討する。
後見人支援	・市民後見人や親族後見人等からの相談に対応し、必要に応じて法律・福祉の専門職等と連携する。

※一部、さぬき市社会福祉協議会へ委託